

## 奨学のための給付金制度について

野田学園高等学校

私立高校生の保護者等が一定の要件を満たす場合、授業料以外の教育費負担を軽減するため、保護者等がお住いの都道府県から「奨学のための給付金」が支給されます。

要件に該当される方は、下記の書類を9月28日(火)までに事務室にご提出ください。

### [支給要件]

保護者(親権者)のいずれも「道府県民税・市町村民税所得割額」が非課税であること。

### [提出いただく書類等] ※添付書類をあわせて提出してください

#### ○ 保護者(親権者)が山口県在住の方

高校生等奨学給付金受給申請書

口座振替申出書

保護者(親権者)全員の令和3年度所得課税証明書

① 市町村の窓口が発行する「令和3年度課税証明書」

② 勤務先から交付を受けた「令和3年度特別徴収税額決定通知書」

③ 市町村から送付された「令和3年度市町村民税納税通知書」

※ ①～③のいずれかを添付してください(コピーも可)。

④ 生活保護(生業扶助)を受給されている世帯の方は、福祉事務所が7月1日以降に発行する「生活保護受給証明書」

※ 福祉事務所に「奨学のための給付金」申請のために必要であることを申し出て、発行を受けてください。

15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、その方の「健康保険証のコピー」

(国民健康保険に加入の場合はあわせて「扶養誓約書」)

※ 生活保護(生業扶助)を受給されている世帯の方は除きます。

#### ○ 保護者(親権者)が山口県外在住で本制度を申請される方は学校へご連絡ください。

### ※家計急変世帯の場合

裏面記載の家計急変の場合の提出書類を提出してください。

なお、提出書類については以下のQRコードよりダウンロードしてください。



## 家計急変の場合の提出書類について

- 高校生等奨学給付金受給申請書
- 奨学のための給付金申請に係る収入状況確認書
- 口座振替申出書
- 保護者全員の令和3年度所得・課税証明書(人数、金額等省略されていないもの)
- 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、その方の「健康保険証のコピー」 ※国民健康保険加入の場合は、併せて扶養誓約書  
(注)健康保険証に記載されている「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」が見えないように、その部分を隠してコピーする、コピーしたものを黒塗りするなどしてください。
- 家計急変の発生時期、発生事由、家計急変後の収入状況のわかるもの
  - 給与収入の方
    - ・離職の場合  
離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書 など
    - ・収入減の場合  
会社作成の給与支払見込証明書(収入が減少した月から向こう1年間)、  
※賞与も含みます  
給与減少前と給与減少後(3ヶ月分)の給与、賞与支給明細書、雇用条件通知書 など
  - 事業収入の方
    - ・廃業等の場合  
廃業等届出、破産宣告通知書 など
    - ・収入減の場合令  
令和2年分確定申告で提出された「所得税青色申告決算書」または「収支内訳書」  
(事業収入の方のみ)

なお、提出書類については以下のQRコードよりダウンロードしてください。

